

平成 30 年度

第8回（11月）教育委員会定例会会議録

日 時：平成 30 年 11 月 26 日(木) 15 時 00 分～16 時 45 分

場 所：村民センター小会議室

出席者：教育長 清水 閣成

委 員 清水 道直・林 百代・出羽澤和子・薄田 東

事務局：教育次長 伊藤 弘美

書 記：池上 博子

以上 7 名

傍聴人：0 名

1 開 会

2 教育長あいさつ

南部小学校「学校だよりNo8 きらきらと」を置かせていただきました。校長講話『工事の様子』が記されています。増築工事が進む中、工事に興味津々の子や、音が気になるなど授業に集中できない状況も無きにしも非ず。そんな中、工事を講話の題材とし、工事関係者の話や質問を交え、子どもたちが自分ごととして工事を受け止めることを大事にし、子ども達の生活と重ね、最後に「安全には十分注意することを忘れないでね」と結んであります。校長先生のセンスの良さを改めて感じるとともに、キャリア教育とも重ねて読ませていただきました。

3 報告・確認事項

(1) 放課後子ども教室について（会議資料1）

<教育長>

国・県から「放課後子ども総合プラン」が出されています。

少子高齢化・女性が輝く社会に向けて児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についてのプラン。村として、放課後児童クラブ・厚労省は動いてきている。放課後子ども教室をどう考えていくか。小布施町にこども館長・係長（子育て支援課）と私・学校教育係長で研修視察を行ってきた報告を兼ねながら、資料を基に概要を説明。

<教育委員>

- ・子ども達の生活の中で、放課後児童クラブ以外に必要性があるか否か。
- ・コーディネーターを含めスタッフをどうしていくか・
- ・子どもは本来自分達で遊ぶ。そのことを大事にしたい。
- ・保護者にとって、誰かが見ていてくれるのは安心。

- ・あまり欲張らないで、週に1回程度の「活動の場」を整えていくのもよいのではないか。
- ・受益者負担はどうするか。

<教育長職務代理人（こども館長）>

- ・小布施町の場合、両方とも受益者負担あり。
- ・一体型であり、放課後子ども教室は「一般コース」と「活動コース」あり。一般コースはスタッフの見守りの中フリーに活動し、自由な時間に帰宅できる。活動コースは年間計画により活動し、一般とは別枠となっている。
- ・南箕輪で行う場合、こども館でやっていくとしたら20人・30人増えても構わないと思うが、希望を取って50人60人となった場合には厳しい。子ども教室を行うとしたら、小学校の放課後空いている部屋を使う必要がある。

<教育委員>

- ・今のこども達は体験不足。体験型をどう組めるか。検討してみても。活動の計画立案等コーディネーターをどうするか。
- ・放課後児童クラブでニーズに corres 応しているのでは。
- ・子どもは自分達で遊ぶことが大事では。フリーでその場所で遊ぶことはどんなものか。都会を意識しているのか。

<教育長>

- ・活動案としては、「村を知る講座・子どもバージョン」「村の自然 草花・野鳥」「野菜作り」「英語で遊ぼう」「算数・理科」「プログラミング教育」等を漠然と描いている。
- ・一つの方向として、小布施町でいう体験型をどう組めるか検討したらどうか。
- ・現状の人員でやっていけるのか。コーディネーターを財源的に配置できるかも検討課題としたい。
- ・今後。子育て支援課と相談していきながら、定例で検討を進めたい。

<教育委員>

了承

(2) 夏休みの期間について（会議資料2）

<教育長>

- ・10月の定例教育委員会でも話題にしてきたが、「県夏休み期間のあり方検討委員会」での方向が、新聞などで伝えられている。今後、村校長会でも話題にしていく。委員の方々からお考えをいただきたい。

<教育委員>

- ・猛暑からきている。エアコンが付いたら、本来子ども達にとってどうなのだろう。論点があいまいになってきているのでは。都会に合わせているのでは…。
- ・PTAはどう思っているのか。
- ・子どもだけの時間は大事なのではないか。
- ・授業日数を少なくしてぎゅうぎゅうしたら、今以上に苦しくなる。

<教育長>

- ・校長会で意見交換をするとともに、保護者がどう考えているかを聞いてみたい。

- ・エアコンが入ることにより、学校生活での暑さ対策はなされると思う。夏休みは、家庭に子どもを帰す時。今回の夏休みのあり方を検討することにより、地域での子育てのあり方、学校と地域連携のあり方を深めたい。
- (3) 学校・公共施設敷地内禁煙について (会議資料3)
- <教育次長>
- ・健康増進法の一部を改正する法律にある、【基本的な考え方1】「望まない受動喫煙」をなくす。【基本的な考え方2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども・患者等に特に配慮。【基本的な考え方3】施設の類型・場所ごとに対策を実施。「施行スケジュールについて」より、一部施行②学校病院等
交付（H18年7月26日）後1年6ヶ月以内（H32年1月）に政令で定める日において徹底。また、役場・村体・大芝など対応していかなければならない。村としては、庁舎・村体・村公に喫煙ルームを設置する方向でいる。学校は喫煙自体が馴染まないと考える。
 - ・31年中には対応する必要があると考える。
- <教育長>
- ・学校関係は社会体育を含めて終日、土日祝日等全面していきたい。いつまでにどう周知していくかを検討していきたい。村全体を考えた時、総合教育会議でも検討を深めたいと思う。
- <教育次長>
- ・周知について村全体の歩調として動いていくことが良いと考える。学校は施設を管理する教育委員会が主体として動いていくことを大事にしたい。
- (4) 児童・生徒数について
資料にもとづき、報告がなされた。(会議資料4)
- (5) 事故報告
非公開 (会議資料5)
- (6) 各委員から(課題、希望)(口頭にて)
非公開
- (7) 11月事業報告・12月事業計画について
資料にもとづき、報告がなされた。(会議資料6)
- (8) 12月・1月定例会について
12月20日(木)15時から 予定
1月24日(木)15時から 予定
- (9) その他
- ① いじめ防止基本方針について (会議資料7)
「条例の定めるところによる『問題対策連絡協議会』・「村長が重大事態への対処等で『付属機関』を設ける」において、付属機関は地方自治法により、条例設置(構成員は非常勤)が必要となる。今後のことを含め条例を整えていくこととする。
- ② 「地域ぐるみで子どもを育てる」(原々案) (会議資料8)
社会教育指導員が考察している“今後の村青少年健全育成協議会”の方向等

について端的に説明。

4 その他

11月12日征矢鑑前教育長瑞宝章受賞について報告

以上